

令和3年4月8日

保護者様

### 新型コロナウイルス感染症対応の発病等報告について

さいたま市立大谷場中学校  
校長 舘岡 靖 哲

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

学校感染症に該当する疾病については、学校保健安全法の規定により、感染のおそれがある期間登校を停止することになっており、また、新型コロナウイルス感染症にかかわる出席停止の扱いについては、以下の通りとなっております。発熱等の風邪症状がみられる場合につきましては、充分静養なされますようお願いいたします。

登校する際には、右の「**新型コロナウイルス感染症対応 発病等報告書**」に保護者が記入及び当てはまる項目に☑をし、担任に提出してください。

\*その他の学校感染症による出席停止と同様に、本報告書の提出を受けて、校長の判断により、出席停止扱いとなります。

学 校 保 健 安 全 法	
第19条 (出席停止)	校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。
『新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル』 ～「学校の新しい生活様式」(第6版)～(さいたま市教育委員会)	
2(2) 生徒の出席停止の扱いについて	ア 安全を最優先に考え、以下の場合には出席停止とする。 (ア) 生徒(本人)の感染が判明した場合又は生徒(本人)が感染者の濃厚接触者に特定された場合。 (イ) 生徒(本人)に発熱または風邪の症状等がみられ、自宅で休養する場合。 (ウ) 同居の家族に発熱等の症状等がみられるとき。 イ 上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合(抜粋) (ア) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった生徒については、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合。 (イ) 医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合については、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱(プール熱)・流行性角結膜炎、その他の感染症(マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎・ヘルパンギーナ・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑 等)などの学校感染症については、別の書式『治療報告書』での報告になります。

問い合わせ先  
048-882-9962  
教頭 高津大雅

キ  
リ  
ト  
リ

### 新型コロナウイルス感染症対応 発病等報告書

さいたま市立大谷場中学校長様

- 新型コロナウイルス感染症の感染が判明しました。
- 感染者の濃厚接触者に特定されました。
- 発熱またはの風邪の症状等がみられました。
- 同居家族が濃厚接触者に特定されました。
- 同居の家族に発熱等の症状がみられました。
- その他 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由など(校長判断)  
( )

症 状 ・ 状 態 等 : [ ]

この事由で学校を休んだ期間 : 令和 年 月 日 ( ) から  
月 日 ( ) まで

受 診 し た 場 合 : 受診医療機関 [ ]  
診断等 [ ]

上記のとおり報告いたします。

令和	年	月	日
第	学年	組	番
生徒氏名			
保護者氏名			